

就学援助事務システム標準仕様書
第2.0版(案)に関する
意見照会結果と対応方針について

1. これまでの検討経緯と意見照会の目的		2
2. 本意見照会の概要		
2.1. 改定のポイント		3
2.2. 意見照会範囲と第2.0版への改定プロセス		4
3. 意見照会の結果概要		5
4. 主な論点に対する意見と対応方針（案）		6
5. その他、意見照会スコープ外の意見に関する対応方針		13

1. これまでの検討経緯と意見照会の目的

意見照会回答要領から再掲

- 就学援助事務では、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和三年法律第四十号）に基づき、自治体の業務プロセスや情報システムの実態等について調査を行い、市区町村・事業者への意見照会、有識者による検討会及び自治体職員で構成されるワーキングチームを経て、令和3年8月に「就学事務システム（就学援助）標準仕様書【第1.0版】」を策定しました。
- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）において、就学事務システム（就学援助）標準仕様書【第1.0版】は、令和4年夏までに改定することとされています。
- また、デジタル庁から令和4年夏までに「地方公共団体情報システム標準化基本方針【1.0版】」が公表される予定であることから、本年度は主に重点計画、標準化基本方針、データ要件・連携要件等との整合を図る改定を予定しています。
- 本意見照会では、令和3年8月に公開した【第1.0版】から、重点計画等に基づくさらなるデジタル化の推進や教育データ利活用等の観点から「就学事務システム（就学援助）標準仕様書【第2.0版(案)】」を対象として、各自治体における「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づく機能の有効な活用方法に関する意見や、改定箇所に対する実務上の懸念事項 等について意見をいただくことを目的としています。

「自治体の基幹業務システムの統一・標準化」に関する詳細は、デジタル庁ウェブサイトをご参照ください。

https://www.digital.go.jp/policies/local_governments/

2. 本意見照会の概要

意見照会回答要領から再掲

2.1. 改定のポイント

- 就学事務システム（就学援助）標準仕様書【第2.0版】では、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」への対応と令和3年度申し送り事項等に関する対応を軸に検討を進め、主に以下の内容について改定を予定しています。

【重点計画】
「第6 デジタル社会の
実現に向けた施策」へ
の対応

【転出証明書情報等の活用】

- 引越しワンストップ実現の観点から、住基システムから連携される転出証明書情報等を連携し、効率的な事務処理に活用する。

【公的給付支給等口座の登録制度】

- 情報提供ネットワークを経由して、口座情報登録システムから公的給付支給等口座情報（口座番号等）を取得し、国民に給付金を支給する仕組みの活用を検討する。

【教育データの利活用】

- 教育データ利活用ロードマップを踏まえ、文部科学省の教育データ標準とデジタル庁が作成する標準仕様書のデータ要件及び連携要件の整合を図ることで、教育データの利活用を促進する。

【該当者の確実な把握】

- 該当者の申請機会を確保するため、該当者の把握と申請書交付に関する業務フローを整理する。

令和3年度申し送り
事項等に関する対応

【その他】

- 令和3年度の自治体及びベンダへの意見照会結果を踏まえ、軽微な改定作業を行う。
（解釈が分かれる恐れのある記述等）

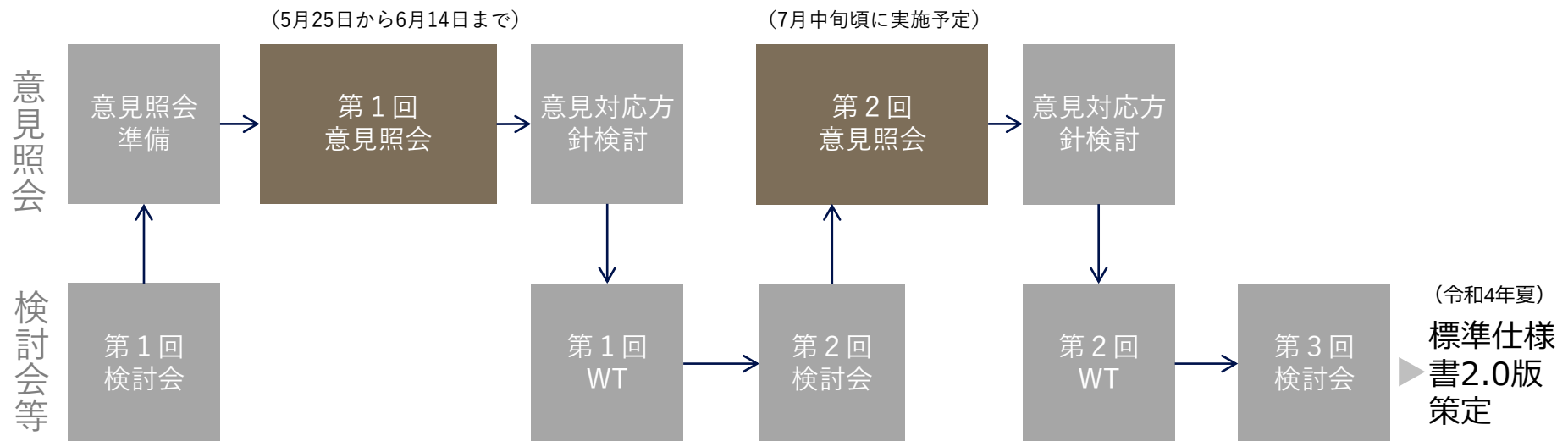
2. 本意見照会の概要

意見照会回答要領から再掲

2.2. 意見照会範囲と第2.0版への改定プロセス

- 令和4年度の意見照会は、**第1.0版からの改定箇所を対象**として、2回実施する予定です。
- 第1回意見照会では、各自治体における「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づく機能の有効な活用方法に関するご意見や、改定箇所に対する実務上の懸念事項 等についてご意見をいただくことを目的とします。
- 第2回意見照会では、第1回意見照会結果を踏まえてWT及び検討会を開催し、修正した第2.0版（案）に関して再度ご意見をいただき、改定案の妥当性を確認することを目的とします。

標準仕様書改定に向けた検討プロセス



※WT：ワーキングチーム

3. 意見照会の結果概要

- 第1回意見照会結果の概要は、以下のとおりです。
- 本WTでは、意見照会の対象とした第1.0版からの改定箇所に関する意見への対応方針について、構成員の皆様からのご意見をいただきたいと思います。

		意見数		
		機能要件等への意見	帳票要件への意見	
【重点計画】 「第6 デジタル社会の実現に向けた施策」への対応	【論点1】 転出証明書情報等の活用	35	0	本WTでの検討対象
	【論点2】 公的給付支給等口座 の登録制度	15	0	
	【論点3】 教育データの利活用	0	0	
	【論点4】 該当者の確実な把握	25	0	
令和3年度申し送り 事項等に関する対応	令和3年度意見照会結果 を踏まえた軽微な改定	45	36	本WTでの検討対象外 ただし、事務局で全ての意見・質問を確認し、 適宜必要な修正を行う。
その他	意見照会スコープ外への意見 (昨年度検討済み事項など)	246	146	
	質問	21	33	
合計		387	215	

4. 主な論点に対する意見と対応方針（案）

【論点 1】転出証明書情報等の活用（意見照会での主な意見）

- 転出証明書情報等の活用に関する自治体からの主な意見は以下のとおり。

自治体からの主な意見

有効な活用方法が無い

- ・ 就学援助の対象者は、基本的に学籍を要件としており、市内に転入したことにより直ちに対象者となるわけではないため、仮登録の機能があっても活用の機会はなく、メリットはない。
- ・ 申請を対象としており申請案内前までの運用は現在の作業に追加されるが意味がない。
- ・ 新住所、新世帯主及び転入先の世帯は転入届出の際に確定するため、転入届出以前の転入先が未確定の転出証明書情報は活用できないと思います。
- ・ 転出証明書が出た時点では、転入するか否か確定でないこと、就学校も確定しておらず、就学援助への申請意思も確認できないことから、実装すべき機能としては不要と考えます。

仮登録データの確認 に伴う事務の増加

- ・ 申請主義の前提をもとに、転出証明書情報から自動または手動による仮登録を行った後に申請希望の確認等を行うことは事務運用の増加と考える。
- ・ 仮登録データと転出確定データとの確認・名寄せ作業が必要になり、作業工数が増えることが懸念される。

不必要な個人情報の保持

- ・ 仮登録された情報が本登録されない場合、就学援助としては不要なデータとなるため、保持すべきではない。

仮登録情報の 一括削除機能が必要

- ・ 「申請書の提出がない場合に仮登録を一括または個別に削除できること。仮登録及び本登録した対象者のリストを出力できること。」という機能があると管理が行いやすい。

4. 主な論点に対する意見と対応方針（案）

【論点1】転出証明書情報等の活用（修正案）

【論点1】転出証明書情報等の活用に関する修正案の考え方

- 自治体への意見照会結果では、引越しワンストップサービスに関する転出証明書情報等のより有効な活用方法に関する意見・提案は無かった。また、確認にかかる事務の増加や不要な個人情報を持することを懸念する意見が挙げられている。
- 一方で、引越しワンストップサービスに関する機能は「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に今後の更なる推進が謳われている。
- 以上のことから、就学援助事務における有効な活用方法の検討を継続するとともに、今後の制度拡大時にも迅速に対応できるように、標準仕様書【第2.0版】案においては【実装してもしなくても良い機能】として以下のとおり修正する。

標準仕様書【第2.0版】案の記載	（デジタル庁）標準仕様書間の横並び調整方針※	標準仕様書【第2.0版】修正案
【実装すべき機能】 住民記録システムと連携し、転出証明書情報（氏名、生年月日、転出予定日、新旧住所等）を個別又は日次（バッチ）で取込み、就学世帯情報として仮登録できること。また、学齢簿管理システムから連携された就学世帯情報が、仮登録された情報に該当する場合、確認の上、本登録できること。	【実装すべき機能】 マイナポータルびったりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルびったりサービス等」という。）を利用して行われた引越しOSSにおける転入予約申請又は転居予約申請により申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。 また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得できること。 転入予約日又は転居予約日に来庁する者が存在することを職員に知らせるために、転入予約日又は転居予約日に来庁する来庁者を表示すること。 転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。	【実装してもしなくても良い機能】 マイナポータルびったりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルびったりサービス等」という。）を利用して行われた引越しOSSにおける転入予約申請又は転居予約申請により申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。 また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得できること。 転入予約日又は転居予約日に来庁する者が存在することを職員に知らせるために、転入予約日又は転居予約日に来庁する来庁者を表示すること。 転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。 転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を、期間を指定して一括又は個別に削除できること。

※デジタル庁から標準仕様書間の整合性を図るための調整を目的として制度所管府省へ示された標準仕様書記載案

4. 主な論点に対する意見と対応方針（案）

【論点２】公的給付支給等口座（意見照会での主な意見）

- 公的給付支給等口座に関する自治体からの主な意見は以下のとおり。

自治体からの主な意見

最新の口座情報確認
に伴う事務の増加

- ・ 就学援助システムで公的給付支給等口座を管理する場合、マイナポータルから定期的に最新の公的給付支給等口座を取り込む必要があると想定するが、支給の都度、公的給付支給等口座が最新かどうかを確認する必要性が生じ、事務負担の増加が見込まれる。

マイナンバー連携設備の無い
教育委員会の存在

- ・ 公的給付支給等口座はマイナポータルとの連携が必須と考えるが、その連携に必要となる教育部局用の番号連携の設備が整っていない自治体も多くあり、現時点では手動での連携にとどまり、大きな効果は得られないと考える。しかしながら、設備が整っている団体では効果が大きい。

4. 主な論点に対する意見と対応方針（案）

【論点2】公的給付支給等口座（意見照会での主な意見）

【論点2】公的給付支給等口座に関する修正案の考え方

- 自治体への意見照会結果では、公的給付支給等口座の活用に関して、最新の口座情報確認に伴う事務負担を懸念する意見が挙げられたことから、標準仕様書【第2.0版】修正案では、支給の都度、自動で口座情報を取得できるよう機能要件を修正する。
- マイナンバー利用に関する条例や設備が整備されていない自治体は、本機能を利用しないことを想定している。

標準仕様書【第2.0版】案の記載	（デジタル庁）標準仕様書間の横並び調整方針※	標準仕様書【第2.0版】修正案
【実装すべき機能】 口座情報については、申請者の希望に応じ、申請情報として申請された口座、公的給付支給等口座のどちらでも登録できること。また、優先区分を登録できること。	【実装すべき機能】 公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、公金の振込先口座として利用できること。 【実装しない機能】 取得した公金受取口座情報を、他システムに提供できること。	【実装すべき機能】 公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、公金の振込先口座として利用できること。 【実装しない機能】 取得した公金受取口座情報を、他システムに提供できること。

※デジタル庁から標準仕様書間の整合性を図るための調整を目的として制度所管府省へ示された標準仕様書記載案

4. 主な論点に対する意見と対応方針（案）

【論点3】教育データの利活用

- 教育データの利活用に関して、デジタル庁から自治体に対してデータ要件及び連携要件が公表されていないため、意見照会の対象外としました。
- 教育データ利活用ロードマップを踏まえ、文部科学省の教育データ標準とデジタル庁が作成する標準仕様書のデータ要件及び連携要件が整合するように、引き続きデジタル庁との調整を継続します。

4. 主な論点に対する意見と対応方針（案）

【論点4】該当者の確実な把握（意見照会での主な意見）

- 該当者の確実な把握に関する自治体からの主な意見は以下のとおり。

自治体からの主な意見

自動継続処理の対象条件

- ・ 世帯情報に差異があった場合についても一覧として出力した後、同様に継続処理が行える仕様が望ましい。
- ・ 継続対象は認定者のみにしないと、否認定者は1度でも申請すると就学世帯の期間は毎年否認定通知が送付されクレームとなる。
- ・ 「世帯員の変動があるか？」の基準日等は想定されている時期があるのでしょうか。Noである場合、自動継続処理されてしまうため、継続の必要がない対象者のデータが作成される可能性があると考えます。
- ・ 小学校卒業後、中学校入学の時点で一律再度の申請を求めていますので、自動継続の対象については任意に設定を行う必要がある。

自動継続処理の必要性

- ・ 認定を受けているすべての児童生徒に対して、継続申請を求めています。継続することについて申請者の意思を確認する必要はありませんか。
- ・ 継続することについて申請者の意思を確認する必要があると考える。
- ・ 自動継続処理（所得情報等の取得、審査、認定）は継続した時点で判定まで終わっているように思えるが、フローでは申請までなので、文言として誤解される。

自動継続処理の記載内容

- ・ 自動継続処理（所得情報等の取得、審査、認定）は継続した時点で判定まで終わっているように思えるが、フローでは申請までなので、文言として誤解される。

4. 主な論点に対する意見と対応方針（案）

【論点4】該当者の確実な把握（意見照会での主な意見）

【論点4】該当者の確実な把握に関する修正案の考え方

- 自治体への意見照会結果では、前年度申請者に対する次年度の自動継続処理の対象条件に関する意見が多く挙げられた。毎年度申請を求めている自治体や自動継続すべきでないケースに対応する修正を行う。
- なお、本機能の主な論点は「前年度認定された者の申請漏れ防止」であるため、申請漏れの可能性がある者について、職員が確実に把握できるように機能を修正する。

標準仕様書【第2.0版】案の記載	（デジタル庁）標準仕様書間の横並び調整方針※	標準仕様書【第2.0版】修正案
【実装すべき機能】 住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致するものについては、前年度申請情報を翌年度申請情報として複写した上で、自動継続処理（所得情報等の取得、審査、認定）ができること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。	（就学援助固有機能のため、横並び調整方針無し）	【実装すべき機能】 前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。 また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。 なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。

※デジタル庁から標準仕様書間の整合性を図るための調整を目的として制度所管府省へ示された標準仕様書記載案

5.その他、意見照会スコープ外の意見に関する対応方針

- 意見照会スコープ外の意見につきましては、事務局で全ての意見・質問を確認し、適宜必要な修正を行います。
- ただし、昨年度からの検討経緯や標準化の目的等を踏まえ、以下に該当するご意見については、原則として対応できかねるため、ご理解いただけますと幸いです。
 - ・ 各自治体の運用を前提とした、標準仕様書に対する修正要望（不要な機能の削除、必要な機能の追加 等）
 - ・ 昨年度決定事項に対する意見（各実装機能の記載内容および必須・オプションの別はワーキングチームの協議結果に基づき検討会において承認済みのため）
 - ・ 本業務のスコープ外（就学援助事務システム以外）に関する事項
例）他業務システムが実装すべき要件、データ要件・連携要件、共通機能、ガバメントクラウド等に関するご意見